

# 蔵王めぐみ幼稚園運営規程

制定日：平成 29 年 2 月 26 日

(施設の名称等)

第1条 山口朝子が設置する幼稚園の名称及び所在地は、次のとおりとする。

(1)名称 蔵王めぐみ幼稚園

(2)所在地 山形市蔵王成沢45番地の1

(施設の目的)

第2条 蔵王めぐみ幼稚園(以下「当園」という)は、特定教育・保育施設が適切に運営されるように人員及び管理運営に関する規定をここに定め、当園を利用する小学校就学前の子ども(以下「利用子ども」という。)に対し、適正な特定教育・保育を提供することを志すものである。

(運営の方針)

第3条 当園は、水準が高く適切な内容の特定教育・保育を提供することにより、子どもの誰もが心身ともに健全な成長・発達を遂げる上で欠くことの出来ない豊かな環境と機会を与えることを目指すものである。

2 当園は、利用子どもの自由意思と天賦の人格を尊重し、常に利用子どもの立場に立って、特定教育・保育を提供するように尽力するものである。

3 当園は、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行う。さらに、都道府県、市町村、小学校、他の特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う施設や他の児童福祉施設その他の学校又は保健医療サービス、或いは福祉サービスを提供する施設と密接な連携を保つように努める。

4 当園は、利用子どもの人権の擁護や虐待の防止等を計るため、責任者の選任等必要な体制の整備を行い、かつ従業員に対し、研修を実施する等の対策を講ずるように努力する。

(提供する特定教育・保育の内容)

第4条 当園は、子ども・子育て支援法その他の関係法令等を遵守するとともに、幼稚園教育要領に基づき、利用子どもの心身の発達状況等に応じて、特定教育・保育を提供する。

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第5条 当園の特定教育・保育提供に与る職員の職種、員数及び職員の職務内容は次のとおりである。

(1) 園長 1人

園長は、園務をつかさどり、所属職員を監督する。

(2) 副園長(教頭) 1人

副園長(教頭)は、園長を助け、命を受けて主に教育保育・健康管理上の園務を司る。

(3) 園長補佐 1人

園長補佐は、園長を助け、命を受けて主に経理会計・労務管理上の園務を司る。

(3) 主任教諭 1人

主任教諭は、園長及び副園長を助け、命を受けて教育保育的園務の一部を管理し、幼児の教育を司る。

(5) 教諭 5人(常勤2人、非常勤3人)

教諭は、幼児の教育をつかさどる。

(6) 助教諭 1人(非常勤1人)

助教諭は、教諭の職務を助ける。

(8) 事務職員 1人(常勤1人)

事務職員は、事務に従事する。

(9) 養護教諭 1人(常勤1人)

養護教諭は、副園長がこれを兼ね、園児の養護を司る。

(10) 用務員 1人(非常勤1人)

用務員は、当園の雑務を行う。

(学期)

第6条 1年を次の3学期に分ける。

(1) 第1学期 4月1日から8月31日まで

(2) 第2学期 9月1日から12月31日まで

(3) 第3学期 1月1日から3月31日まで

(特定教育・保育を行う日)

第7条 当園の特定教育・保育を提供する日は、月曜日から隔週の土曜日までとする。

当園は、前項の規定に係わらず、次に掲げる事項に当てはまる場合は休業日とする。

- (1) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日
- (2) 春季休業(3月21日から4月9日まで)
- (3) 夏季休業(7月19日から8月17日まで)
- (4) 冬季休業(12月22日から1月10日まで)
- (5) その他園長が認めた日

当園は、前2項の規定に係わらず、必要がある又はやむを得ないと判断される場合は、あらかじめ利用子どもの保護者に情報提供を行った上で、前項に規定する休業日に特定教育・保育を提供することがある。

当園は、前2項の規定に関わらず、必要がある又はやむを得ないと判断される場合は、あらかじめ利用子どもの保護者に情報提供を行った上で、特定教育・保育を提供しないことがある。

(特定教育・保育の提供を行う時間等)

第8条 特定教育・保育を提供する時間は、午前8時30分から午後2時00分とする。利用子どもが、やむを得ない理由により、上記提供時間の前後に保育を希望する場合には、午前7時30分以降、午後6時30分を越えない時間帯で預かり保育を実施する。

(利用者負担その他の費用等)

第9条 当園は、利用子どもの居住する市町村が定める額の利用者負担額を利用子どもの保護者から徴収する。

2 当園は、特定教育・保育の質の向上を図るため、別表1に掲げる特定利用者負担額を徴収する。

3 当園は、別表2に掲げる実費を徴収する。

4 当園は、特定教育・保育の提供を準備するため、別表3に掲げる経費を徴収する。

5 当園は、預かり保育の実施に必要な経費の一部について、利用者負担として別表4に掲げる費用を徴収する。

(利用定員)

第10条 利用定員は、次のとおりとする。

学年	3歳児	4歳児	5歳児	計
1号	10人	17人	18人	45人

(利用申込みに対する正当な理由のない提供拒否の禁止等)

第11条 当園は、教育標準時間認定子どもの保護者から利用の申込みを受けたときは、正当な理由がなければ、これを拒まない。

2 利用の申込みに係る教育標準時間認定子どもの数及び現に利用している教育標準時間認定子どもの数の総数が、第10条に定める利用定員の総数を超える場合においては、抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当園の教育理念に基づく選考等、事前に施設の管理者が定めて保護者に明示した公正な方法により選考する。

入園に必要な手続きは、毎年度、募集要項を定めて明示する。

(利用の開始、終了に関する事項及び利用に当たっての留意事項)

第12条 特定教育・保育の提供の開始に際しては、あらかじめ、重要事項を記載した書面により、利用子どもの保護者とその内容を確認し、同意を得る。

2 当園の利用子どもが次のいずれかに該当するときは、特定教育・保育の提供を終了するものとする。

(1) 子ども・子育て支援法第19条第1項第1号に規定する小学校就学前子どもの区分に該当しなくなったとき。

(2) 利用子どもの保護者から当園の利用に係る取消しの申出があったとき。

(3) 市が当園の利用継続が不可能であると認めたとき。

(4) その他、利用継続において重大な支障又は困難が生じたとき。

(緊急時等における対応方法)

第13条 当園の教職員は、特定教育・保育の提供を行っている利用子どもの体調に急変が生じた場合その他必要な場合は、当該利用子どもの保護者又は医療機関に速やかに連絡するなど、必要な措置を講じなければならない。

(非常災害対策)

第14条 当園は、非常災害に関する具体的な計画を立て、防火管理者を定め、非常災害時

の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に教職員に周知するとともに、定期的な避難及び救出その他必要な訓練を実施する。

(虐待の防止のための措置)

第15条 当園は、利用子どもの人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、当園の教職員に対し、研修を実施する等の措置を講ずるよう努める。

(秘密保持)

第16条 当園の教職員及び教職員であった者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用子ども又はその家族の秘密を口外してはならない。

2 当園は、小学校、他の特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者その他の機関に対して、利用子どもに関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により利用子どもの保護者の同意を得る。ただし、特別の理由がある場合、または別に定めのある場合は除く。

(苦情解決)

第17条 当園は、その提供した特定教育・保育に関する苦情に迅速かつ適切に対応するため、苦情受付の窓口を設置する等、必要な措置を講じる。

2 当園は、前項の苦情を受付けた場合には、当該苦情の内容等を記録する。

3 当園は、山形市から求めがあった場合は、その調査に協力するとともに、山形市から指導又は助言を受けたときは、それに従って必要な改善を行う。

4 当園は、山形市の求めがあった場合は、前項の改善の内容を山形市に報告する。

(記録の整備)

第18条 当園は、以下に掲げる特定教育・保育の提供に関する記録を整備し、記録完結の日から5年間はこれを保存する。

(1) 特定教育・保育の提供に際しての計画

(2) 特定教育・保育に係る必要事項の提供の記録

(3) 特定教育・保育施設の運営に関する基準を定めた山形市への報告に係る記録

(4) 苦情の内容等の記録

(5) 園内で発生した事故の状況及び事故に際してとった処置についての記録

別表1(特定教育・保育の質の向上を図るために要する費用)

項目	内容、負担を求める理由、目的	金額
教育活動費	スポーツ・野菜栽培・絵画・英会話・茶道等講師謝礼、施設利用費、園バス運行代等	1,500 円
教材費	折り紙・塗り絵・毛糸・テープ・モンテッソーリ教育の教材等	1,500 円
施設拡充費	園庭・畑・戸外遊具・園舎等の維持管理	2,500 円
冷暖房費	一年間に要する光熱費の平均月額に相当	1,080 円

別表2(特定教育・保育の提供に要する実費に係る利用者負担)

項目	内容、負担を求める理由、目的	金額
給食費	食育を学び、学校給食に慣れる訓練として、週に三日、おかず給食と完全給食を実施	毎月 3,400 円(年長) または 3,300 円(年中)
教育活動記録費	園児の内外教育活動を写した記録写真やDVD,CD-ROMなどを保護者に提供のため	年 1,000 円
保護者会費	保護者会開催時の資料代や茶菓等を用意するため	年 600 円
傷害保険	幼稚園活動に伴う事故や怪我による保護者の経済的負担を軽減するため	年 210 円
卒園積立金	宿泊保育・卒園記念品・卒園児謝恩会・保護者企画行事等の経費として徴収	年中児になった4月から年長児の12月まで、毎月 1,000 円
園バス利用金 (通園バス利用者のみ)	通園バスの維持管理・運転・燃料代	利用距離に応じて 往復 4,000～5,000 円 片道 2,500～3,000 円

別表3(特定教育・保育の提供を準備するために必要とする経費)

項目	内容、負担を求める理由、目的	金額
入園検定料	入園検定に要する資料代や人件費など	3,000 円
入園受入準備金	入園に係わる事務経費や人件費など	40,000 円

別表4

項目	金額
利用子どもの預かり(延長)保育に係る利用者負担	1 時間 250 円(平日) 1 時間 400 円(土曜日) 1 日最大 700 円(平日) 1 日最大 1,000 円(土曜) 月最大 10,000 円